SCR Press
Student Counseling Room Press
Vol. 51　2024.8.1.　日本工業大学学生相談室

私立大学における合理的配慮の提供義務化に合わせて、今年度は大学生活における発達障害の現われを毎月取り上げています。ここにはもちろん合理的配慮の理念や実践が広まることへの願いがあるわけですが、一方で忘れてはいけないのは学生の自己決定権です。病院への受診も、合理的配慮の申請も、周囲の人が押し付けることのないように注意が必要です。

本人の意思という原則の確認

まずは原則を確認しましょう。合理的配慮は学生本人の意思に基づいて提供されます。家族や教職員等の意思により、本人が望まない配慮を提供することはできません。

たとえば、コミュニケーションに障害のある学生がいたとして、教員が配慮のつもりでその学生をディスカッションに参加させなかったとします。ここで、この学生が本当はディスカッションに参加したかったのだとすると、「障害を理由に外された」という体験となり、差別的扱いをされたということにもなりかねません。

これが、対話による互いの意思の確認が重要な所以です。心配な学生がいたとしても、無断で配慮を押し付けることはできません。善意が仇とならないような注意が必要です。

「あなたのため」と言いたくなったら注意

いじめやからかいといった悪意がない限り、心配な学生に対する提案が、その学生のためを思っていないはずがありません。にもかかわらず、わざわざ「あなたのためを思って言うのだ」とか、「将来困るから」とか言いたくなるとしたら、何らかその学生が提案に同意していない面があるということでしょう。提案する側が押し付けたくなっているのです。

教職員等、周囲の人ができるのは説明と提案までです。「あなたのため」と言いたくなるときは、むしろその提案をする意図を丁寧に説明する方がいいでしょう。そして学生本人の意思を聞きます。提案を受けない選択も当然あります。

提案する側は先が見えていると思いがちですが、実際にはその通りにならないこともたくさんあります。今の状況でできる提案をする、という責任の範囲を自覚することが肝要でしょう。